

質疑応答集（平成29年3月17日時点）

総務省

目次

1. 全般的事項

- (1) 法適用の意義・特徴…………… 1
- (2) 公営企業会計に移行後の一般会計等からの繰入の考え方…………… 1
- (3) 公営企業会計の適用に係る支援措置等の内容…………… 1
- (4) 公営企業会計への移行要請に係る人口基準等…………… 2

2. 移行事務

- (1) 移行事務の準備…………… 3
- (2) 条例・規則等の制定・改正…………… 3
- (3) 出納取扱金融機関等の指定と告示…………… 3
- (4) 各種システムの整備…………… 3
- (5) 勘定科目等の設定…………… 4
- (6) 予定貸借対照表の作成（固定資産台帳の整備等）…………… 4
- (7) 新予算の編成…………… 5
- (8) 打切決算…………… 6
- (9) 総務省への報告…………… 6
- (10) その他…………… 7

3. 事業別事項

- (1) 下水道事業…………… 7
- (2) 簡易水道事業…………… 7

4. その他

- (1) 先行して法適用を行った団体との関係…………… 8
- (2) 統一的な基準（地方公会計）との関係…………… 8
- (3) 経営戦略策定との関係…………… 8

1. 全般的事項

(1) 法適用の意義・特徴

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	法適用の意義を教えてください。	<p>高度経済成長期に集中的に整備された施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、公営企業をめぐる環境は厳しさを増しつつあるところです。こうした中で、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくことが求められます。</p> <p>これらについて、よりの確に取り組むためには、ストック情報や損益情報などの経営情報を的確に把握するとともに、資産の現状(施設の老朽化等の状況)を把握し、適切に管理することが重要であり、地方公営企業法(昭和27年法律第292号、以下同じ。)を適用し公営企業会計へ移行することが必要になります。</p>
H27.1.27	2	公営企業会計の特徴を教えてください。	<p>公営企業会計においては、ストック情報や損益情報などの経営情報を的確に把握するために、発生主義・複式簿記に基づく予算・決算制度が採用され、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等の財務諸表を作成します。</p>

(2) 公営企業会計に移行後の一般会計等からの繰入の考え方

日付	番号	質問	回答
H29.3.17 (更新)	1	公営企業会計に移行すると一般会計等からの繰入の考え方は変わりますか。	<p>公営企業の経費のうち、①経費の性質上企業に負担させることが適当でない経費、②企業の性質上企業に負担させることが困難な経費、③災害復旧に係る経費などについては一般会計等において負担すべきものとされています(地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条)。</p> <p>この考え方は公営企業会計を適用した場合であっても同様であり、公営企業会計への移行の前で一般会計等からの繰入の考え方が変わるものではありません(地方公営企業法第17条の2第1項、第17条の3)。</p>

(3) 公営企業会計の適用に係る支援措置等の内容

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	公営企業会計の適用に係る財政支援措置の内容を教えてください。	<p>公営企業会計の適用が事業の将来の経営基盤の強化に資する点を踏まえ、公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、公営企業会計の適用拡大に係る集中取組期間である平成27年度から平成31年度の間、これに要する経費について公営企業債の対象とします(公営企業会計適用債)。</p> <p>発行対象経費は、公営企業会計の適用に直接必要な経費、具体的には、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等です。また、充当率は100%とし、資金については民間資金、また償還期限は原則10年以内としています。</p> <p>なお、下水道事業及び簡易水道事業に対する公営企業会計の適用にあつては、当該公営企業債の元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債及び簡易水道事業債に準じた普通交付税措置を講じています。</p>
H27.1.27	2	公営企業会計適用債の対象経費に法適用事務に従事した職員の人件費を含めることは可能でしょうか。	<p>財政運営上のモラルハザードを引き起こすおそれがあるため、自団体・他団体を問わず、職員の給料・手当を起債対象経費に含めないことを原則としています。</p> <p>一方で、公営企業会計の適用には多くの事務作業や専門的な知識が必要となるところであり、「公営企業会計の適用に直接必要」として採用した職員(アドバイザー・資産台帳作成の事務担当者等)に対する給付、すなわち、 <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤職員の報酬・費用弁償等 ・任期付職員・短時間勤務職員(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第2条に定める職員)の給料・費用弁償等 は起債対象経費としています。</p>
H29.3.17 (新設)	3	公営企業会計の適用に要する経費を起債した場合、地方財政法上の資金不足額に含まれますか。	<p>準建設改良費に該当し、地方財政法上の資金不足額には含まれません(地方財政法施行令(昭和27年政令第403号、以下同じ。)第15条及び第16条、地方債に関する省令附則第8条)。</p>

日付	番号	質問	回答
H29.3.17 (更新)	4	財政的支援措置の他、法適用に係る支援措置にはどのようなものがありますか。	<p>各団体が移行事務に取り組み際の参考資料として、公営企業会計への移行事務の手順や留意点等についてまとめた「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」及び「地方公営企業法の適用に関する簡易マニュアル」を策定しています。</p> <p>また、先行して公営企業会計への移行に取り組んだ団体の事例をまとめた「地方公営企業法の適用に関する先行事例集」を作成しています。</p> <p>さらに、各種取組を行う市町村等を支援する①「地方公営企業等経営アドバイザー派遣事業」(以下、「経営アドバイザー」という。)と、②「公営企業経営支援人材ネット事業」(以下、「人材ネット」という。)といった人的支援策があります。</p> <p>①経営アドバイザーは、地方公営企業法の適用、経営戦略の策定や第三セクターの効率化・経営改善等に係る市町村等の取組に対し、総務省が委嘱した公認会計士等のアドバイザーが助言等を行う事業です(平成7年度より事業開始)。</p> <p>②人材ネットは、事業の経営面や技術面に精通した人材が不足する中で、地方公営企業法の適用、経営戦略の策定などの経営面における改革や技術ノウハウの継承などに取組もうとする地方公共団体が、総務省が取りまとめ公表しているアドバイザーを招へいし、指導・助言を受ける事業です(平成28年度より事業開始)。</p> <p>両事業については、総務省HPに事業概要やアドバイザーの情報等を公開していますのでご参照ください。 (参考: http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_ryui.html) その他に、関係機関等における研修の実施等も行っていきます。</p>

(4) 公営企業会計への移行要請に係る人口基準等

日付	番号	質問	回答
H29.3.17 (新設)	1	都道府県及び人口3万人以上の市区町村等については、公共下水道、流域下水道、簡易水道事業の公営企業会計への移行が要請されていますが、人口3万人以上か否かはいつの時点を基準に判断すればよいでしょうか。	<p>本要請時における最新の国勢調査人口である平成22年国勢調査人口を基準として、人口3万人以上の市区町村(構成市町村の人口合計が3万人以上の一部事務組合を含む。以下同じ。)を対象とします。</p> <p>なお、平成22年国勢調査において人口3万人以上の市区町村が、集中取組期間内に人口(平成27年国勢調査人口)3万人を下回った場合においても、即座に職員数の減少や事業規模の縮小につながるものではないことから、公営企業会計への移行に取り組むことが必要です。</p> <p>また、反対に平成22年国勢調査人口において人口3万人未満の市区町村が、集中取組期間内に人口(平成27年国勢調査人口)3万人以上となった場合においては、移行の必要性が即座に強まるものではありませんが、その場合であってもできる限り移行が必要であることに留意することが必要です。</p>
H29.3.17 (新設)	2	公共下水道事業を共同で処理する一部事務組合の処理区域内人口が3万人未満の場合、公営企業会計への移行は「できる限り」でしょうか。	<p>一部事務組合についても、構成市町村の平成22年国勢調査人口の合計が3万人以上か否かによって、集中取組期間内における移行の必要性を判断することが必要です。なお、構成市町村の人口合計が3万人未満の場合であっても、できる限り移行が必要であることに留意が必要です。</p>

2. 移行事務

(1) 移行事務の準備

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	準備作業の留意点を教えてください。	法適用に当たっては、固定資産台帳の整備、システム整備等、様々な事務が必要となるため、最初に必要な事務等を洗い出すなど全体像を把握しておかないと、作業の優先順位等がわからず、スケジュールどおりに移行することが難しくなる場合があります。また、過去の資料の整理等は特に膨大な時間を要することから、早めの段階から資料収集等を行っておくことが必要です。(参考:「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」第2章)
H29.3.17 (新設)	2	法適用後の半年程度で必要な事務作業の項目と工程を教えてください。	主たる事務作業の項目と工程は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・税務署への届け出(特別会計の廃止届け、公営企業会計の課税事業者届け):法適用後速やかに ・総務省への報告(法適用状況の異動報告):法適用後速やかに ・事務の引継ぎ(長、会計管理者及び管理者相互間):法適用の日から10日以内 ・打切決算:出納閉鎖日(法適用日の前日)後、3か月以内に長に提出 ・開始貸借対照表:打切決算の議会認定時に確定 ・特例的収支予算の補正:補正の必要が生じた場合はその都度(打切決算の議会認定時には、通常必要になると考えられます。)
H29.3.17 (新設)	3	簡易水道事業の法適用を行った場合、上水道事業と切り離して、簡易水道事業(財務適用)として運営する場合の問題点、注意点を教えてください。	公営企業会計への移行によって、複式簿記・発生主義が導入され、簡易水道事業のフルコストが把握可能となり、より精緻なコスト構造分析が可能になると考えられますが、上水道事業との事業統合と比較した場合、各事業は独立した会計となります。予算書・決算書は各会計で作成することになること、それぞれが消費税等の納税義務者になること、上水道事業から簡易水道事業への資金移動が安易にできなくなること等の留意点も踏まえて、団体にて適切に判断ください。

(2) 条例・規則等の制定・改正

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	上下水道部一体の場合でも、条例・規則等はそれぞれ制定する必要がありますか。	一方の事業のみに関する事項であれば、個別に条例・規則等を制定することとなりますが、共通する事項であればそれぞれに条例・規則等を制定する必要はありません。

(3) 出納取扱金融機関等の指定と告示

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	出納(収納)取扱金融機関から担保の提供を受けないことは可能ですか。	公営企業の出納(収納)取扱金融機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号、以下同じ。)の指定金融機関とは法律の根拠を異にする別個のものであるため、指定金融機関と同じ金融機関を指定した場合でも、担保の提供を別に受ける必要があります。ただし、既に指定金融機関から提供させている担保を分割させることは可能です。

(4) 各種システムの整備

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	上水道事業等で既に利用している会計システム等を活用することのメリットを教えてください。	科目設定等の一部変更のみで対応できるため、導入費用等の削減が可能となります。また、運用後においても既にシステムを熟知した上水道事業等の職員がいるため、スムーズに企業会計による事務を行うことができます。
H29.3.17 (新設)	2	公営企業会計に移行後、セグメント情報の開示を予定する場合、公営企業会計に対応した財務会計システムの構築に当たり考慮しておく点を教えてください。	公営企業会計に対応した財務会計システムの構築においては、一般に以下の事項を考慮し、決算作業において各セグメントの財務情報を適切に集計・配賦する体制を整備することが望まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ・セグメントに対する直接費にはセグメントを認識するコード等を会計処理時点で登録する機能を設け、決算時に自動集計できるようにしておく。 ・間接費については、同様に間接費のコードを付すとともに、各セグメントに間接費を配賦する合理的な配賦基準を予め検討し、定めておく。

(5) 勘定科目等の設定

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	4条予算の科目の例はありますか。	4条予算の科目に関しては、規則や通知等で例を定めていません。既に法適用を行っている団体の事例等を参考としつつ、各団体の法適用前の予算科目などを踏まえながら適切に科目設定を行ってください。

(6) 予定貸借対照表の作成(固定資産台帳の整備等)

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	予定開始貸借対照表の作成に着手するために、事前に処理しておくべき移行事務を教えてください。	<p>予定開始貸借対照表の作成の作業に入るまでには、過去に作成された決算資料等から固定資産台帳を整備しておく必要があります。</p> <p>また、事務を効率的に進めていくため、公営企業会計に対応した財務会計システムについても予定開始貸借対照表の作成までには運用可能な状態にしておく必要があります。</p> <p>(参考:「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」P17)</p>
H27.1.27	2	固定資産台帳の整備に当たっての留意点を教えてください。	<p>固定資産台帳の整備については、法適用の移行事務の中で最も手間のかかる作業です。</p> <p>過去に作成された決算書や工事台帳、補助金関係資料等の資料の保存状態により事務量が大きく変わるため、固定資産台帳整備の作業の流れ、資料の保存状態を適切に把握し、十分余裕を持って進めていくことが重要となります。</p> <p>なお、固定資産台帳として整理した情報は、予定開始貸借対照表を作成するために必須であるため、予定開始貸借対照表の作成作業を開始するまでには、台帳の整備が完了できるよう留意が必要です。</p> <p>(参考:「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」第4章、第5章)</p>
H27.1.27	3	保有資産の法適用時における帳簿原価(取得価額)の算定方法を教えてください。	<p>○非償却資産 法適用時の帳簿原価(取得価額) = 取得時の帳簿原価(取得価額)</p> <p>○償却資産 法適用時の帳簿原価(取得価額) = 取得時の帳簿原価(取得価額) - 減価償却累計相当額</p> <p>(例) 取得年月 平成 22 年 3 月 取得時の帳簿原価(取得価額) 1,000 千円 耐用年数 10 年 法適用年月 平成 27 年 4 月</p> $1,000 \text{ 千円} \times 0.9 \times 0.100 \times 5 = 450 \text{ 千円} \leftarrow \text{減価償却累計相当額}$ <p>取得時の帳簿原価(取得価額) 残存価額を除く 償却率 経過年数</p> $1,000 \text{ 千円} - 450 \text{ 千円} = 550 \text{ 千円} \leftarrow \text{法適用時の帳簿原価(取得価額)}$ <p>取得時の帳簿原価(取得価額) 減価償却累計相当額</p> <p>(参考:「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」P57～P58)</p>
H29.3.17 (新設)	4	法適用時の帳簿原価が少額な償却資産を簿外資産として取扱うことは可能でしょうか。	<p>差し支えありませんが、会計規程等の固定資産の計上基準と整合した判断基準を設定し、少額の判断をすることが適当です。</p> <p>なお、この場合、現有する固定資産の老朽化の状況等を容易に把握し、合理的な維持・管理、更新を行うための参考情報として、固定資産台帳に取得時の帳簿原価(取得価額)や減価償却累計相当額等を記載することは有用です。</p>
H29.3.17 (新設)	5	法適用時に遊休となっている固定資産の法適用時の帳簿原価の算定方法を教えてください。	地方公営企業資産再評価規則第9条第7号の定めを準用し、法適用日における譲渡価額を基準に評価することが考えられます。
H27.1.27	6	補助金等で取得した償却資産がある場合、補助金等に相当する金額は予定開始貸借対照表においてどのように表示すべきでしょうか。	「長期前受金」として表示することとなります。

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	7	補助金等で取得した償却資産の予定開始貸借対照表における長期前受金の算定方法を教えて下さい。	<p>(例) 取得年月 平成22年3月 取得時の帳簿原価(取得価額) 3,000千円 国庫補助金額 1,000千円 耐用年数 10年 法適用年月 平成27年4月</p> $1,000千円 \times 0.9 \times 0.100 \times 5 = 450千円 \leftarrow \text{長期前受金収益化累計額相当額}$ <small>補助金額 残存価値 償却率 経過年数 を除く</small> $1,000千円 - 450千円 = 550千円 \leftarrow \text{法適用時の長期前受金の額}$ <small>補助金額 長期前受金収益化 累計額相当額</small>
H29.3.17 (新設)	8	法適用前に建設改良費に充てた地方債に係る元金償還金に対し一般会計等から繰入金を受けている場合、当該繰入金の取扱いを教えてください。また、当該繰入金について、開始貸借対照表に長期前受金として計上する必要がありますか。	法適用前の建設改良費に充てた地方債に係る元金償還金に対し一般会計等からの繰入金は、「地方公営企業会計基準見直しQ&A」番号2-11の別紙4の取扱いが法適用前に行われたものとして処理することが考えられます。そして、法適用時に長期前受金の残高がある場合には、開始貸借対照表に計上し、減価償却に伴い収益化することが必要です。
H27.1.27	9	法適用時に建設中の施設(現在建設中であり法適用時まで完成しなかった施設)についてはどのように予定開始貸借対照表へ計上すべきでしょうか。	予定開始貸借対照表における資産の部中、当該施設については建設仮勘定(一部稼働中の資産がある場合には、その部分については本勘定)として計上します。
H29.3.17 (新設)	10	法適用開始時の固定資産台帳を整備する際に、消費税等の税抜処理を行います。が、財源の税抜処理方法を教えてください。	消費税等の税抜処理の対象外となる起債分を除く財源(一般会計繰入金等)で調整することが考えられます。 (参考:「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」P72)
H27.1.27	12	予定開始貸借対照表を作成する際、資産の額よりも負債の額が多い場合、繰越欠損金として表示してよいですか。	お見込みのとおりです。
H27.1.27	13	予定開始貸借対照表についても議会に説明する必要がありますか。	予定開始貸借対照表は、地方公営企業法上、議会に提出しなければならないものではありませんが、議会に参考資料として提出し、説明することが適当です。

(7) 新予算の編成

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	特例的収入・支出が生じる年度(打切年度か、法適用初年度か)を教えてください。	未収金又は未払金となったものは、発生主義による予算経理では既に執行済として法適用後の予算には計上されず、一方、現金主義による官公庁会計方式では未執行であって、決算上も執行済として記載されないため、法適用初年度の予算に特例的収入・支出として別条を設けて処理を行います。 (参考:「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」P40～P41)
H29.3.17 (新設)	2	公営企業会計への移行のために打切決算を行った場合、特例的収入の未収金が特例的支出の未払金を上回る額を引継金と考え、資本金に充てることは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
H27.1.27	4	法適用時に建設中の施設(現在建設中であり法適用時まで完成しなかった施設)の予算措置について教えてください。	法適用日の前日の属する会計年度の予算において、当該施設につき地方自治法の規定による繰越明許費及び事故繰越として翌年度に繰り越すこととしている場合には、法の適用日の属する事業年度に限り使用することができます(地方公営企業法施行令第4条第5項)。また、従前継続費又は債務負担行為を設定していた場合には、その効果は法適用後もそのまま引き継がれることとなり、この場合、法適用年度以降の4条予算に計上します。特例的収入・支出がある場合には、予算第4条の2として別途掲げることとなります。 なお、当該施設につき法適用日の前にその取得につき議決を得ている場合は、法適用日の属する年度に限り当該議決に基づき取得できます。
H27.1.27	5	法適用時における前年度剰余金についても予算に計上する必要がありますか。	引継現金として4条予算本文かつこ書の補填財源に使用する場合を除いては予算に計上する必要はありません。

日付	番号	質問	回答
H29.3.17 (新設)	6	「地方公営企業会計基準見直しQ&A」番号3-12では、「新規に法適用を行う公営企業が引当金を計上する場合は、開始貸借対照表に計上することはできず、法適用事業年度の損益計算書に引当金繰入額を計上した上で、法適用事業年度末の貸借対照表に計上すべきである。」とされていますが、法適用前の勤務期間に関して発生した退職給付引当金について、法適用年度から分割計上することは可能でしょうか。	法適用前の企業職員の勤務期間に関して発生した退職給付引当金については、法適用日に一括して特別損失に計上することが考えられますが、法適用後の公営企業の財政状態及び経営成績等を勘案し、その事業の運営上必要と考えられる場合には、地方公営企業会計基準の見直し時の取扱いと同様に、法適用年度以降15事業年度を限度として、法適用日における全企業職員の平均残余勤務期間内の一定の事業年度数で均等して分割して計上することは差し支えありません。 また、当該退職給付引当金を分割計上する場合、費用処理期間が5年以内であり、かつ、費用処理額に金額的重要性がある場合に限り、特別損失として計上することも差し支えありません。 なお、当該退職給付引当金を分割計上した場合は、その重要性に応じて、会計に関する書類の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「引当金の計上方法」において、その旨を注記することが必要です。
H29.3.17 (新設)	7	上水道事業と簡易水道事業(法非適用)の統合を予定していますが、統合初年度において簡易水道事業に係る賞与引当金等の計上がないため、初年度6月に支給する期末勤勉手当のうち前年度分(前年12月～3月の4か月分)の取扱いを教えてください。	「地方公営企業会計基準見直しQ&A」番号3-9の取扱いに倣い、特別損失として計上することが考えられます。

(8) 打切決算

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	打切決算の確定までは開始貸借対照表として確定しないと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
H27.1.27	2	打切決算において、収支差し引きが赤字であった場合の処理方法を教えてください。	打切決算時に歳入が歳出に不足する場合は、繰上充用を行うことなく、「歳入歳出差引不足額〇〇円」として打切決算に計上します(地方公営企業法施行令4条1項ただし書)。
H27.1.27	3	打切決算を円滑に進めるための留意点を教えてください。	打切決算により出納整理期間がないことから、収入・支出をできる限り法適用の日までに処理できるようにするとともに、赤字決算にならないようにするため、補助金、企業債、繰入金等の受入れや工事等の執行管理を適切に行う必要があります。
H29.3.17 (新設)	4	打切決算時に一般会計からの繰入金等について入金時期の早期化等の対応を行っても赤字決算となる場合の留意点を教えてください。	一時借入金等による資金手当が必要になると考えられます。 なお、一時借入金については、その償還することができない金額を限度として借り換えることができるものであり(地方公営企業法施行令第4条第2項及び地方公営企業法第29条第2項ただし書)、この借り換えた一時借入金は、開始貸借対照表上の一時借入金として整理し、法適用の日の属する事業年度内に借入金以外の収入をもって償還しなければなりません(地方公営企業法施行令第4条第3項)。

(9) 総務省への報告

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	法適用を行った旨の総務大臣に対する報告はいつまでに行う必要がありますか。	特に期限は定められていませんが、地方公営企業法施行令第28条第2項において、法の規定の適用を受けた場合においては遅滞なく、その旨を総務大臣に報告しなければならないとされており、法適用後速やかに報告を行う必要があります。

(10) その他

日付	番号	質問	回答
H29.3.17 (新設)	1	2つの任意適用事業を1つの特別会計で行っていますが、法適用に当たり、従前どおり当該2事業を一つの特別会計とすることは可能でしょうか。	任意適用事業については、団体が複数事業を経営する場合、それらを一つの事業として一体的に経営する場合においては、同一の特別会計とすることが可能です。 なお、これらの事業を一つの特別会計で実施する場合には、予算決算上、区分経理すべきです。
H29.3.17 (新設)	2	一部事務組合が法の全部を適用し企業団となる場合、地方公営企業法第39条の2は、企業団に企業長を置くこととしていますが、企業団を構成する団体の長が当該企業団の企業長となることは可能でしょうか。	普通地方公共団体における管理者の場合、地方公営企業法第7条の2により、地方公共団体の長と管理者との兼職が禁止されていますが、企業団においては、地方公営企業法第7条の2第3項の規定は適用されず、地方自治法第92条第2項、第141条及び第196条第2項並びに第287条第2項の規定が適用されます。したがって、構成団体の長が企業長となることは可能です。
H29.3.17 (新設)	3	一部事務組合が法の全部を適用し企業団となる場合、組合の名称は現在の「組合」から「企業団」に必ず変更しなければなりませんか。	企業団の名称は規約で定めなければなりません、その名称は「〇〇(構成団体又は地域を表す名称)〇〇(共同処理する事業名)企業団」と定めることが適当です。

3. 事業別事項

(1) 下水道事業

日付	番号	質問	回答
H29.3.17 (更新)	1	公共下水道事業とともに、集落排水事業や浄化槽事業についても公営企業会計の適用を行い、その適用に要する経費に公営企業会計適用債を充当する場合には、交付税措置はどのように行われるのですか。	公共下水道事業とともに、集落排水事業や浄化槽事業についても公営企業会計の適用を行う場合、公営企業会計の適用に直接必要な経費について公営企業債(公営企業会計適用債, 充当率100%)の発行が可能です。交付税措置については、公営企業会計適用債を充当する場合、その元利償還金に対し、建設改良費に係る下水道事業債に準じた普通交付税措置を講ずることとしています。

(2) 簡易水道事業

日付	番号	質問	回答
H29.3.17 (更新)	1	現在進められている簡易水道事業の統合と公営企業会計への移行との関係を教えてください。	現在、簡易水道事業については、経営の効率化・健全化を図る観点から厚生労働省に提出した計画に基づいて平成28年度までに、上水道事業への統合等が推進されています(自然災害等により平成28年度までの統合が困難な場合には、統合の期限を平成31年度まで延長)。 上水道事業への統合及び簡易水道事業同士が統合して上水道事業となる場合には、当然に地方公営企業法が適用されることとなります。一方、簡易水道事業同士の統合の結果、引き続き簡易水道事業となる場合や統合を実施しない簡易水道事業については、人口3万人以上の団体では集中取組期間内に公営企業会計に移行するよう、また、人口3万人未満の団体では同期間内のできる限り公営企業会計に移行するよう要請しているところです。

4. その他事項

(1) 先行して法適用を行った団体との関係

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	先行して法適用を行っている団体についても、「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」の固定資産台帳の整備に関する考え方の内容を踏まえた見直しが必要ですか。	<p>公営企業会計に移行し、固定資産情報を固定資産台帳として整備するに当たっては、貸借対照表・損益計算書の作成を適正に行うことができることを基本として、施設の老朽化等の現状など資産の状況を合理的な水準で把握することが必要です。</p> <p>先行して法適用を行った団体が整備している固定資産台帳が、このような観点から十分な精度を有しているものであると考えられる場合には特段の対応の必要はありません。一方で、十分な精度を有していないものであると考えられる場合には、固定資産台帳等のより一層の充実・精度向上等に取り組み、公営企業の経済性の更なる向上に努めることが期待されます。</p>

(2) 統一的な基準(地方公会計)との関係

日付	番号	質問	回答
H27.1.27	1	公営企業会計の適用に向けた作業に着手しているものの、平成29年度までに公営企業会計への移行が間に合わない場合には、統一的な基準(地方公会計)による財務書類等を作成することが必要ですか。	<p>地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体において統一的な基準(地方公会計)による財務書類等(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等)を作成するよう要請しています。</p> <p>また、地方公会計においては、公営企業や第三セクター等を含めた連結財務書類も作成することとしており、公営企業会計に移行しない公営企業にあつては、遅くとも平成29年度から統一的な基準(地方公会計)による財務書類等を作成することが必要です。</p> <p>しかしながら、集中取組期間内における公営企業会計への移行に着手した公営企業にあつては、例外的な取扱いとして、地方公会計の移行期限である平成29年度までに公営企業会計への移行が完了しない場合であっても、統一的な基準(地方公会計)による財務書類等を作成しないことも許容されます。</p> <p>(参考:「統一的な基準による地方公会計マニュアル・Q&A集」1-4)</p>

(3) 経営戦略策定との関係

日付	番号	質問	回答
H29.3.17 (新設)	1	経営戦略策定と公営企業会計の適用との関係を教えてください。	<p>公営企業会計を導入することにより、経営成績(損益情報)や財政状態(ストック情報)などの経営状況をより的確に把握した上で、経営戦略を策定することが可能となります。</p> <p>一方、経営戦略の策定自体は、公営企業会計の適用事業を前提としているわけではなく、公営企業会計の非適用事業であっても、経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより経営基盤の強化等を推進する観点からは、一定の意義があります。</p> <p>なお、平成29年度分の地方交付税措置を講じる水道事業の高料金対策及び下水道事業の高資本費対策の対象事業となるためには平成28年度中に、それ以外の事業では平成32年度までの早期に経営戦略を策定することが求められる一方で、公営企業会計適用後には、適用後の会計に基づき経営戦略を改訂することが求められます。</p>